

ひょうご介護サービス情報公表活用制度の調査等の結果

1 調査等の実施機関

| | |
|-----|------------------------|
| 名 称 | 特定非営利活動法人 日本福祉文化研究センター |
| 所在地 | 兵庫県芦屋市宮塚町13-8-302号 |
| 実施日 | 平成27年1月22日 |

2 介護サービス事業所情報

(1) 事業所概要

| | |
|-----------|------------------------|
| 事業者名 | 株式会社ニッコー・ケイサービス |
| 事業所名称 | エイワ訪問看護ステーション |
| 種 別 | 訪問看護 |
| 指定年月日 | 2010年5月27日 |
| 管理者氏名 | 松田 好江 |
| 所在地 | 神戸市垂水区宮本町1-28 (松井ビル3階) |
| 電話番号 | 078-707-4037 |
| FAX番号 | 078-707-6667 |
| ホームページURL | なし |

3 アセスメント結果

○総評

- ・事業開始から5年を経て、又情報公表のアセスメントを2度経験された結果、サービスの質の向上も事業所内の情報共有も充実されてきています。
- ・あと一步の充実が期待される処があるので、同じ法人の他事業所が持っているノウハウを活用することも含め、関係者で情報を共有する会議を持たれることが望まれます。訪問看護事業所が別の場所に移転する2月以降、特にこの事が重要になると思われます。

○事業者のコメント

業務におわれて、なかなか会議を持つことができないのは、大変気になっている所です。何とか時間を確認する様努力し、積極的に対応したいと思います。さらに、スムーズな業務をこなし、地域に貢献できるよう、整備をすすめます。この度は、大変お世話になり、ありがとうございました。

4. 具体的な事業所の取り組み

【大項目】Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

中項目 1

介護サービスの提供開始時における利用者に対する説明及び契約等にあたり、利用者の権利擁護等のために講じている措置

<事業所での具体的な取り組みの状況>

- ・アセスメントの項目は分かり易くまとめられています。
- ・契約書など再度書類を見直し、日付が未記入のものが無いよう、甲乙双方の契約書への点検・追記等をすると良いでしょう。
- ・同じ法人の居宅介護支援事業所と連携し、利用者に関する情報の共有が出来ています。

 ケアの「目標」や「看護計画」を記載する際、「計画」と利用者や家族の「希望」との関連が分かり易い様な記載方法が望まれます。

中項目 2

利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・利用者の約8割が認知症であり、認知症介護について充実した内容になっています。
- ・介護における利用者の家族の心身の状態が丁寧に記載されており、広い目配りが感じられます。

 研修は回覧研修が多いので、内容の共有につなげるため、回覧を読んだ後に、簡単な意見を書けるコメント欄（余白）を設けてみてはいかがでしょうか。

中項目 3

相談、苦情等の対応のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・利用者や家族からのケア以外の事に関する相談事は、その対応記録がスタッフ間の情報共有と、今後のサービス向上にもつながっていくと思われれます。
- ・日々の訪問において、家族等からの相談については、その日々の記録において確認ができました。

 現時点において苦情がありませんが、「相談苦情」においては相談も含まれるため、相談記録も残しておく必要があり、手間はかかると思いますが、日々の家族からの質問などもまとめておくことをお勧めします。

中項目 4

介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・ 定期的なカンファレンスの結果、看護計画の評価が分かり易く記載されており、次の計画への継続性が明確になっています。



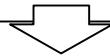
定期的な評価を継続して行うことが、業務の改善につながっています。

中項目 5

介護サービスの質の確保、透明性の確保のために実施している外部の者等との連携

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・ 医師から受け取った看護指示書、提出した計画書・訪問看護報告書及び相談記録が整備されており、医師との連携が密に保たれています。
- ・ 提供するサービスの質について、各利用者単位の訪問看護計画に対する評価はされていますが、今後は事業所全体の看護計画に対しての評価をまとめ、サービスの自己評価につなげると良いでしょう。



今後ますます、福祉と医療の連携が求められます。

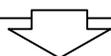
【大項目】Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

中項目 6

適切な事業運営の確保のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・ 事業計画は開示されていますが、財務諸表までは、法人の方針として開示されていません。



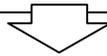
業務改善で、職員から自主的に意見が出しやすい環境整備をすることも大切です。

中項目 7

事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・前回調査時のあと、利用者の情報共有に役立てるための回覧を新たに作成しており活用されています。
- ・新任や現任に拘わらず、サービス提供時に同行訪問する事が多く、訪問記録上も単独/同行が分かり易く記録されており、同行訪問は紙面上だけで得られない利用者等の情報共有に役立っています。



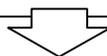
従業者からの相談を受ける担当者の位置づけとして、職務規程等の中で明記されてはいかがでしょうか。

中項目 8

安全管理及び衛生管理のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・すべての職員が揃って研修を設ける時間がない分、資料の回覧などで補うことで研修時間の工夫を行っています。
- ・事業所外の事故事例やヒヤリハット事例、感染症・食中毒の事例の収集は、臨場感を持った研修が出来るので活用が望めます。事例検討においても同様の資料回覧としていますが、各自の検討内容が見えないところもあり、今後の課題となっています。



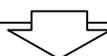
体調の悪いスタッフの交代基準は、感染症の蔓延を防ぐためにも重要であり、整備及び運用の徹底が望めます。

中項目 9

情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・個人情報保護の利用目的と保護に関する方針は、3事業所共通の内容であり、書類の保管閲覧が出来るようにファイル化されています。
- ・サービス提供記録は、2年間の保管と利用者・家族の要望に応じて開示する事が明記されています。



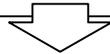
閲覧だけでなく、事業所内への掲示場所確保も望めます。

中項目 10

介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・当該調査資料を記載される際、管理者として事業所を「自己評価」されているので、今回の第三者によるアセスメントの結果を経営改善会議（年4回開催）の中で取り上げ、今後の改善につなげられてはいかがでしょうか。
- ・会議の議事録を作成する事は、スタッフ全員で情報を共有し、後日に内容を見直し、確認・フォローするためにも重要です。
- ・マニュアルは、作成された日付や見直した日付を記載しておくこと、次回の見直しのタイミングを知ることが出来ます。



マニュアルの見直しで、改訂に至らなくても見直しの日付は記載しておきましょう。